

水給 第 6 号

平成24年4月6日

指定給水装置工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課

課長 坂口 研三

(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準の一部改正について (通知)

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「給水装置工事施行基準」について、厚生労働省からの通知に基づき、同施行基準の一部改正を行いましたので通知します。

これは、鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程第12条において『配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事』は、『技能を有する者を従事・監督させること』と記述されておりましたが、その資格内容については直接明記されていなかったことから、同施行基準内に改めて明記するものです。改正の詳細は別紙をご参照下さい。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

【運用開始日】 平成24年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」

(URL http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index/s_sikumi/_38936.html)

からダウンロードできます。また、施行基準書の貸し出しも行っています。

【問い合わせ先】 給排水設備課

○審査基準の内容に関することについて

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523